

第5章 目標達成に向けた具体的施策

課題を解決するため、新たに取り組む具体的施策の着手時期を A、B、C に区分して取り組みます。

また、すでに実施している施策については「実施中」として記載します。

A

令和3年度までを目途に着手

B

令和6年度までを目途に着手

C

令和11年度までを目途に着手

さらに具体的施策の実施内容を以下の分類で記載します。

無印

現在実施中の施策

◎

新規に取り組む施策

○

拡充する施策

1 動物愛護の普及啓発

子どもへの啓発に重点を置き、命ある犬猫を観察し、ふれあう機会を提供するなど、命の大切さを伝える教室事業を実施します。また、幅広い世代の動物愛護について関心・理解を深めるようにし、途切れることなく普及啓発を行います。

現状

- 愛護センター愛護館に飼主を募集している保護犬猫を展示し、ふれあいを通じて、手洗い等の基本的な衛生対策や犬猫の気持ちを考えた適切な接し方を伝えています。
- 次世代を担う子どもたちに動物愛護を普及するため、犬猫の愛らしい仕草を観察したり実際にふれあったりしてもらえるよう、愛護センター職員が小学校等に犬を同伴し訪問する「いのちの教室」を実施しています。
- 獣医師会と共催で実施する、「動物フェスティバル なごや」等のイベントで普及啓発を行っています。
- 動物愛護推進員により、地域での普及啓発が行われています。
- 動物愛護法の改正により、愛護センターにおける動物取扱業に対する監視指導業務等の増大が予想されます。

課題

- 市民全体に働きかけるには、教室事業など動物愛護の普及啓発に関する取り組みの拡充が必要ですが、増大する動物取扱業に対する監視指導業務等の動物管理業務との兼ね合いから、新たな体制や取り組みの構築が必要です。
- 子どもから高齢者まで、幅広い世代に興味をもってもらえる効果的な啓発が必要です。
- 動物アレルギー等、犬猫とふれあうことが出来ない子どもたちも参加できる教室とその手法の検討が必要です。
- より身近で効果的な普及啓発ができるイベント等の検討が必要です。
- 動物愛護推進員の育成を引き続き進め地域等での活動を推進するとともに、定期的なフォローアップ等を図っていく必要があります。
- ペットを飼っている人と飼っていない人が、人とペットの共生に向けてそれぞれの気持ちを理解するための取り組みが必要です。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
犬猫の気持ちを考えたふれあい方の啓発	実施中	愛護館で保護猫等により、衛生対策や犬猫の気持ちを考えた適切なふれあい方を啓発
いのちの教室の実施	A	○ 子どもたちが直接動物とふれあうことで、命の大切さを体験しながら動物愛護や適正飼養について学ぶ「いのちの教室」の実施回数の増
	A	◎ VR（仮想現実）技術、ぬいぐるみ等を活用した動物アレルギーのある子どもにも対応可能な「いのちの教室」を開催
犬猫についての理解を深める教室の実施	A	◎ 動物を飼っていない市民を含む多くの方を対象とした、犬猫についての理解を深めるための講演会を実施
ボランティアと協力した啓発	A	◎ 犬猫を同伴して教室実施に協力する「動物ふれあいボランティア」の編成
	A	○ 動物愛護推進員や動物ふれあいボランティアの育成
	B	◎ ボランティアから、事業のアイデアを募集し協働実施する仕組みを検討
名古屋市人とペットの共生サポートセンターの設置	A	◎ 委託による動物愛護普及啓発事業を推進するセンターを設置
多様な啓発媒体の活用	A	○ 子どもから高齢者まで、幅広い世代に対応した動物愛護に対する関心・理解を深めるための啓発資料、ウェブサイト、SNS の活用等を検討
動物愛護週間行事の実施	B	○ 動物愛護週間における動物愛護の普及啓発を図るイベントのあり方を検討

2 飼主等への指導啓発

法令に基づき危害や迷惑防止について、適正な飼養頭数、飼猫の室内飼育等の啓発指導、正しいしつけ方を普及させるためのしつけ方教室等を実施します。

また、名古屋市区政協力委員や保健環境委員をはじめとする地域住民、ペット関係事業者、動物愛護推進員、譲渡ボランティアと連携して適正飼養や動物愛護の普及啓発などを行います。さらに、望まない繁殖を防止するため犬猫への避妊去勢手術の実施とマイクロチップ装着による所有明示を推進します。

現状

- 獣医師会とともに、飼猫への避妊去勢手術費用や、飼犬・飼猫への所有明示のためのマイクロチップの装着に要する費用の一部補助を行っています。
- 周囲に迷惑をかけないことや、飼犬と楽しく暮らすことを目的とした、「犬のしつけ方教室」等を実施しています。
- 適切に飼犬のフンを処理するよう「イエローチョーク作戦」や各種キャンペーンを実施しています。
- 大規模地震等の発生時のペットとの同行避難に備え、普段からペットに対して必要なしつけを行うことや、同行避難に必要な物品の備えなどについて啓発しています。
- 高齢者福祉施設等で終生飼養など適正飼養についてのリーフレットを配布し、病気療養等でペットを飼えなくなった場合に備え、健康なうちから身近な方や愛護センターに相談するよう啓発しています。
- 動物愛護推進員が、地域で適正飼養への啓発を行うとともに、飼主からの各種相談に対応しています。
- 散歩前に飼犬を自宅で排せつさせることや、こう傷事故の防止、飼猫の室内飼育などについて、冊子やリーフレットを活用した啓発を行っています。
- ペットの飼育に不安や悩みを抱えている飼主から相談を受け付け、終生飼養などの飼主責任が全うできるよう助言指導を行っています。
- 人への危害や迷惑防止等について飼主への個別指導を実施しています。



イエローチョーク作戦
ポスター

課題

- 犬猫の避妊去勢手術は迷惑防止や終生飼養に寄与する部分が大きく、人とペットの共生のためには等しく犬猫ともに実施を推進することが望ましいが、現状では猫のみ避妊去勢手術の補助対象となっています。
- 動物愛護法の改正で、販売される犬猫へのマイクロチップ装着が今後義務化される中で、すでに販売等され飼育されている犬猫に対してもその装着を推進していく必要があります。
- 平成 30 年度に実施した市民アンケートでは 35.3%の市民が「犬猫による迷惑を感じている」と回答するなど、近年その割合が横ばいに推移している中で、実効性ある新たな施策の実施が必要となっています。
- 多数の犬猫を飼育する飼主を、本市動物愛護条例に基づく届出により把握し、相談支援や必要な指導を行うことが重要です。
- 大規模地震等の発生時にペットを同行した市民が円滑に避難し、避難所において周囲の理解を得て過ごすことができるよう、啓発を継続する必要があります。
- 犬猫の引取り依頼の中で、高齢の飼主の病気療養や施設入所等を理由とする事例の割合が多くなっています。
- ウサギ、モルモットのほか、ヘビ、カメなどの爬虫類等、犬猫以外のペットの飼育への相談や対応も課題となっています。
- 動物愛護推進員が引き続き地域で信頼され身近な相談先となるよう、育成やスキルアップに向けて、より充実した仕組みづくりが必要です。



犬のしつけ方教室

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
所有明示の推進	実施中	犬猫への確実な所有明示方法として有効なマイクロチップ装着に要する費用の助成制度を実施
適正飼養に関するガイドラインの作成	B	◎ 適正飼養に関するガイドラインの作成と、それに基づいた適正飼養の効果的な啓発方法を検討
法令等に基づいた指導啓発の強化	A	○ 適切な飼養頭数、多頭飼育の届出制の内容、飼猫の室内飼育、飼犬への正しいしつけ等の指導啓発を強化推進
しつけ方教室の実施	A	○ 犬のしつけ方等の教室を充実
適正飼養に向けた飼主支援	実施中	ペットの飼育に不安を抱える飼主からの相談と必要な支援を実施
	A	◎ 終生飼養が困難となった場合の新たな飼主探しを支援する仕組みづくりを検討
避妊去勢手術の推進	A	○ 望まない繁殖の防止と問題行動による迷惑防止ため、飼犬、飼猫への避妊去勢手術費用の助成制度を推進
高齢者への啓発の推進	A	◎ 高齢者向けセミナーやイベントで、終生飼養等に関する効果的な啓発や講習等を実施
地域住民と協力した啓発の実施	実施中	地域住民の協力のもと、飼主のマナーアップキャンペーンやイエローチョーク作戦等の取り組みを実施
災害に備えた啓発の実施	実施中	リーフレット等を活用し、日頃の備えや避難時の心構え等について広く市民への啓発を実施
動物愛護推進員と協力した啓発の実施	A	○ 地域での相談等に的確に対応できるよう動物愛護推進員育成事業を充実
	B	◎ 動物愛護推進員の増員を検討
犬猫以外のペットに関する相談対応の強化	C	○ ウサギ、モルモット、爬虫類等、犬猫以外のペットについて関係部局と連携した相談対応体制の構築を検討
	C	○ 愛護センター等職員の犬猫以外のペットに関する知識向上

3 ペット関係事業者との連携

ペット関係事業者が飼主への啓発や相談の窓口となるよう、本市の取り組みを共有する仕組みを充実するとともに、本市に協力する事業者を広く募集します。また、獣医師や動物取扱業者と連携した教室事業を実施し、飼主が抱える問題解決の支援を行います。

現状

- 行政、獣医師会、身体障害者補助犬団体、動物愛護団体、動物取扱業団体、地域団体で構成される「動物と快適にくらせるなごや推進会議」を開催し、意見の聴取を行っています。
- 獣医師会と協働・共催により、狂犬病予防集合注射、避妊去勢手術等の補助及び動物愛護週間行事など、動物愛護管理に関する様々な事業を行っています。
- 愛護センターがペットショップ等の第一種動物取扱業者（※1）に加え、第二種動物取扱業者（※2）に対しても、動物の適正飼養、施設の適切な管理等について指導を行っています。
- 動物販売業者が法令に基づき、動物の販売時に、適正飼養や関係法令の遵守について飼主への啓発を図っています。

※1 動物の販売、保管等を業として行う者で、動物愛護法に基づき登録が必要です。また、事業所ごとに動物取扱責任者を選任する義務があります。

※2 飼養施設を設置し、営利を目的とせずに動物の譲渡等を行い、一定数以上の動物の取り扱いを行う者は動物愛護法に基づく届出が必要です。

課題

- 多くの飼主に対し、動物愛護や飼主のマナーについて普及啓発を行うには、行政の窓口だけでは機会等が不足しており、ペット関係事業者と連携した取り組みを充実させる必要があります。
- 飼育に不安を抱える飼主が、身近な場所で気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
ペット関係事業者との連携の推進	B	◎ ペット関係事業者と、本市の動物愛護管理に関する取り組みを共有する仕組みを充実
	実施中	動物取扱業者への監視指導等を引き続き行い法令遵守の徹底を図るとともに、必要な情報を提供
	A	◎ 動物取扱業等登録管理システムを導入し、愛護センターが動物取扱業の監視指導等を強化できる体制を整備
	A	○ より効果的な動物取扱業者に対する研修のあり方と内容について検討
	B	◎ 本市の取り組みに賛同し、店舗や動物病院で啓発や相談等を行うペット関係事業者の募集制度を検討
	B	◎ 問題行動等で困っている飼主へのアプローチとして動物行動学を専門とする獣医師や訓練業者と連携し、解決に取り組むための教室等を実施



動物愛護週間行事「動物フェスティバル」

4 殺処分ゼロに向けた取り組み

愛護センターには、やむをえずペットを飼うことができなくなった飼主からの引取り、迷子犬、自活不能猫及び路上で負傷した犬猫など、様々な理由により犬猫が収容されます。これらの収容された犬猫に対しては、動物愛護法等に基づき譲渡、返還、殺処分のいずれかを行うこととなりますが、殺処分を減少するためには、収容頭数の削減とともに、譲渡・返還頭数を増加させる取り組みの強化と継続が不可欠です。

平成 30 年度の猫の収容頭数 1,299 頭のうち、飼主からの引取りは 434 頭（約 33.4%）で、そのうち多頭飼育崩壊を原因とする引取りは 207 頭（約 15.9%）でした。

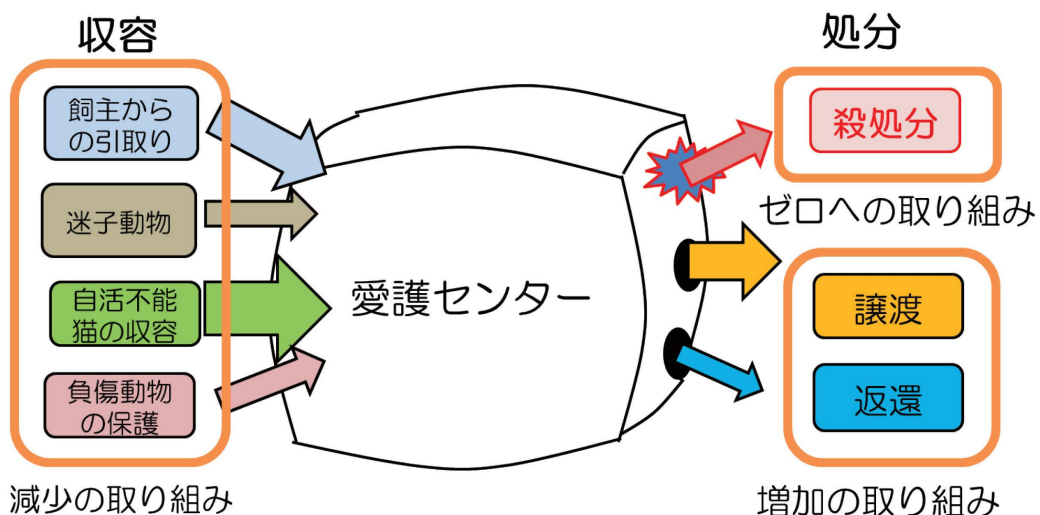
また、他自治体が行った調査等を参考に推計すると、市内には少なくとも 1 万 7,000 頭ののら猫が生息すると見込まれ、これらの猫が生んだ自活不能猫の昨年度の収容頭数は 700 頭で収容頭数全体の約 53.9%を占めています。さらに、猫の繁殖力は大変強く、健康なメス猫からは年間平均 10 頭前後の子猫が生まれます。

このような状況から、猫の収容頭数を削減させるためには、多頭飼育崩壊の防止と、のら猫の減少に向けた取り組みを重点的に行う必要があります。

収容されたすべての犬は、新たな飼主がみつかるまで粘り強く治療や訓練を行いながら飼育するという方針のもと、平成 28 年度には犬の殺処分ゼロを達成し継続しています。一方、収容頭数の多い猫については猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは愛護センターの獣医師が評価し、さらに外部の複数の獣医師の評価を得る制度を導入し「理由なき殺処分ゼロ」の達成を目指しています。

これらの犬猫の中には、譲渡までに治療や訓練のための長期収容が必要となるものもあります。また、動物福祉に配慮した管理を行うためには十分な飼育場所が必要です。そのため、収容スペースの拡充を含む愛護センターの機能強化と、できるだけ早期に譲渡ができるよう譲渡事業の充実を行う必要があります。

愛護センターの収容と処分のイメージ図



（１）収容頭数削減に向けた取り組み

ア のら猫問題への対応

のら猫による迷惑防止と収容頭数の削減を目指し、地域住民とボランティアの協力のもと地域猫活動を推進するとともに、のら猫のこれ以上の繁殖を防止するため、「TNR 活動（※）」を新たに推進します。また、のら猫への給餌による生活環境の悪化に対しては規制を強化しつつ、のら猫を一定のルールのもと適切に管理する地域猫活動へ促します。加えて、遺棄を防止するための対策も行います。

※ のら猫を捕獲（Trap）し、避妊去勢手術を実施（Neuter）した後に元の場所に戻す（Return）活動です。猫の殺処分を減らすために、のら猫の頭数を抑制する人道的な方法として国内で広く行われており、アメリカやドイツ等でも動物保護団体の活動として定着しています。猫の管理を行う方がいない地域等の地域猫活動が困難な場所において、のら猫を減らす効果が期待されます。

現状

- のら猫の増加による地域の環境問題を解決するため、自らの居住する地域でのら猫に避妊去勢手術を行った上で、フン・尿やエサの管理を行う、いわゆる地域猫活動を推進する「なごやかキャット推進事業」を実施し、その避妊去勢手術費用の一部を補助しています。
- なごやかキャット推進事業の実施にあたっては、エサの残さやフンの処理等を、周囲の生活環境に配慮して適切に管理するよう指導しています。
- 飼主に遺棄された疑いがある猫が、愛護センターに多数収容されています。

課題

- 猫の収容頭数をさらに減少させるためには、より多くの猫に避妊去勢手術を実施する必要があります。
- なごやかキャット推進事業において、住民だけでは技術的に実施が困難な地域や、猫の管理の負担が重いことを理由に活動する住民がいない地域があり、そのような地域への支援が必要です。
- 現在の制度では公園等、なごやかキャット推進事業の対象とならない場所があります。
- 遺棄された猫の屋外での繁殖を防ぐため、遺棄防止対策の強化を図る必要があります。
- のら猫への給餌が住民間のトラブルや、生活環境の悪化の原因となる事例があります。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
地域猫対策の推進	A	◎ 地域の環境問題を解決するため、地域猫活動の支援を充実
	A	◎ 課題が多い地域に動物愛護推進員等を派遣し、地域のコーディネーターとして、地域猫の個体把握や地域住民活動を支援
	A	◎ 地域でのコーディネートを行う、動物愛護推進員等を育成
	B	◎ AI（人工知能）やスマートフォンを活用した、のら猫の頭数把握等の支援ツールの導入を研究検討
TNR（のら猫への避妊去勢手術）の推進	A	◎ 地域猫活動の推進に加え、のら猫の繁殖防止に着目した新たな事業を実施
のら猫への給餌による迷惑の防止	A	◎ のら猫の適切な取り扱いに関する本市のガイドラインを策定し、地域の生活環境の悪化につながる給餌への指導を強化する一方で、ガイドラインに沿った活動を支援
遺棄への対応	実施中	動物の遺棄が疑われる場合、警察に通報し捜査に協力
	B	◎ 警察やペット関係事業者、住宅管理事業者、地域団体等と連携したキャンペーンの実施を検討



愛護センターに収容された自活不能猫

イ 多頭飼育問題への対応

犬猫の多頭飼育届出制度を新設し、必要に応じ相談や早期の対応を行うほか、終生飼養が困難となった場合の譲渡の支援等を行います。また、関係部局と連携して多頭飼育崩壊の防止と早期解決を図ります。

現状

- 愛護センターが、平成 30 年度に多頭飼育崩壊を理由に引き取った犬猫の頭数は、平成 29 年度と比べて大きく増加しています。
- 愛護センターには多数の犬猫を飼育する飼主等からの相談が多く寄せられており、今後も引取り頭数が増加する恐れがあります。

課題

- 多頭飼育事例の多くは、悪臭や鳴き声など周辺的生活環境の悪化に伴う近隣住民からの苦情によってはじめて探知されることが多く、事態が深刻化する前に把握し、相談支援や必要な指導を行うための新たな制度が必要です。
- 病気療養、生活困窮状態など飼主自身で現状の改善が困難な事例では、問題が長期化する間に飼育頭数が増えてしまう傾向があります。
- 多頭飼育崩壊事例の多くで、ペットに必要な繁殖防止措置が実施されていませんでした。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
多頭飼育届出制度の新設	A	◎ 一定数以上の犬猫を飼育する飼主に届出義務を課し早期に把握することで相談支援や必要な指導を実施
避妊去勢手術の指導強化	A	○ ペットの繁殖防止措置について法令に基づいた指導を実施
関係部局の連携強化	A	◎ 関係部局が連携を密にし、情報共有及び必要な支援を行う体制を整備
	B	◎ 動物の生態に関する職員研修の実施を検討
多頭飼育崩壊の防止や早期解決に向けた対応	A	◎ 飼主からの依頼により多頭飼育に関する相談や専門職員の派遣を行うとともに、新たな飼主探しなどの支援を実施

（２）譲渡頭数増加に向けた取り組み

ア 譲渡事業の推進

収容した犬猫の譲渡適性を高めることに努め、譲渡ボランティアと協力し譲渡を推進します。収容頭数の多い猫については、譲渡適性の評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行います。また、獣医師会の協力のもと避妊去勢手術等について、犬猫の譲受人と譲渡ボランティアへの支援を行うことで、適正飼養と譲渡の推進を図ります。

現状

- 愛護センターには、年間 1,000 頭を超える猫の収容があります。
- 収容した猫は、譲渡適性の評価基準に基づいて獣医師による評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行っており、犬は原則としてすべて新たな飼主が見つかるまで飼育しています。
- 犬猫ともに譲渡ボランティアを介した譲渡の割合が増加しています。
- ふるさと納税制度による「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」を募集し、愛護センターで治療や訓練を必要とする犬等を長期飼養するほか、犬猫の譲渡ボランティアへ物資等の支援を行っています。
- 愛護センターでの犬猫の譲渡に加え、譲渡ボランティアへの支援として、ネコのバスやトレーラーハウスを活用し、区役所や商業施設等の身近な場所で譲渡会を開催し、多くの方に参加していただいています。
- Facebook や Instagram などの SNS を活用した保護犬猫に関する情報発信を行っています。

課題

- 猫の収容頭数が多い中、動物福祉に配慮した飼養管理を行うためには、疾病や人に馴れていないなどの理由で、譲渡までに長期間を要すると判断される猫についての取り扱いを検討する必要があります。
- 愛護センターに収容した犬猫の譲渡適性を高める取り組みを行う必要があります。
- 譲渡ボランティアとの協働を推進する一方、過度な負担とならないよう支援が必要です。
- 譲受人が安心して飼育できるよう、健康管理等について身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ動物病院）が必要です。
- 寄附金を活用した取り組みを継続実施していくためには、毎年度一定額以上の寄附金を募る必要があります。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
猫の譲渡適性の評価	実施中	猫について当面の目標である「理由なき殺処分ゼロ」達成を目指し、外部の獣医師による譲渡適性の評価を実施
譲渡適性の向上	A	◎ 収容した犬猫に治療や訓練（馴化）等を行うためのマニュアルを作成
	A	◎ 獣医師会の協力のもと、収容した犬猫の避妊去勢手術や動物愛護センターでは治療困難な負傷犬猫の治療を実施
譲渡ボランティアへの支援の強化	A	○ 必要な物資の提供や保護犬猫の適正管理等に関する講習会開催等による支援を実施
	A	◎ ボランティア間の交流会等の実施
	A	◎ 動物愛護法の改正を踏まえ譲渡ボランティアに譲渡する動物にマイクロチップを装着
	A	○ 譲渡会により多くの譲渡希望者が来所するためのノウハウ等の調査検討
犬猫の譲受人への支援	A	◎ 身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ獣医師）づくりに向けた検討
寄附金の継続した募集	A	◎ SNS の活用など寄附金のより効果的な募集方法を外部の専門家に委託し検討
	A	○ 寄附者への寄附金の活用先と目標の達成状況等のフィードバックの充実
	実施中 A	地下鉄広告などを活用した広報を実施 ◎ 協賛企業の募集
譲渡事業の広報	実施中	SNS を活用した保護犬猫に関するタイムリーな情報発信
	B	◎ より効果的な広報手法等を外部の専門家のアドバイスを受けながら検討
	A	◎ 犬猫の譲渡を受けた飼主と譲受けを検討中の方とが交流することで、保護犬猫についての理解を深めるための里親会を開催

イ 動物愛護センターの機能強化

犬猫の殺処分ゼロの目標達成に向けて、長期的又は一時的な収容頭数の増加にも対応できるよう、愛護センターの収容能力を確保し、動物の福祉にも配慮した犬猫の飼養管理を行います。また、譲渡や飼育に不安を抱える飼主の相談先としての役割等のさらなる周知を図ることで、保護犬猫についての理解を広げ、譲渡を推進するとともに適正飼養を推進します。

現状

- 市民アンケートでは、約 70%が愛護センターを知っており、事業別では譲渡会の認知率は高く約 80%でしたが、しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率は 20%台にとどまっています。
- 犬については、子犬の収容はほとんどなく、高齢、持病、咬み癖など、飼育にあたって注意が必要など、収容後の治療や訓練に時間をかける必要のある収容が多くなっています。
- 猫については、多頭飼育崩壊の増加に伴い、人馴れしていない猫や治療が必要な猫など、譲渡までに時間を要する、成猫の収容が特に多くなっています。
- 多頭飼育崩壊により数十頭にも及ぶ多数の犬猫が一度に収容されるほか、春から夏にかけては、新たに生まれた多くの自活不能猫が収容されています。

課題

- 愛護センター事業についてより多くの市民に周知する必要があります。
- 収容された犬猫に治療や訓練を行うとともに、長期収容に対応した施設・スペースの確保が必要です。
- 多頭飼育崩壊発生時や猫の出産時期など、一時的な収容頭数の増加にも余裕をもって対応できる施設・スペースの確保が必要です。
- 愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主へと命をつなぐ施設へと転換するにあたり、従来の引取り手数料の考え方をこれに合うように見直す必要があります。
- 収容された多数の犬猫の飼養管理にあたっては、動物福祉に配慮することが求められています。



愛護センター外観

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
愛護センターの犬猫の収容スペースの拡充	実施済 A	愛護センター管理棟の殺処分機を撤去したスペースに新たな収容場所を整備 ◎ 多頭飼育崩壊などによる犬猫の収容頭数の急増に対応するため、一時収容施設を設置
愛護センターの事業の周知	B B	◎ 「サテライト動物愛護センター事業」の実施による保護犬猫に関する情報発信と、犬猫のしつけなど飼育に関する相談受付 ◎ 犬猫の譲渡を受けた飼主が情報発信や交流を深めるウェブサイトの開設等を検討
犬猫の引取り手数料の改定	A	◎ 犬猫を新しい飼主へ譲渡・飼養することを前提とした手数料に改定
職員の知識・技術の向上	A 実施中	◎ 動物福祉（※）に関する職員研修の実施を検討 職員がマニュアルに沿って一貫した収容動物の飼養管理が行えるよう研修を実施

※ 動物福祉は、動物の立場にたってその生活の質を高める行為、動物に強いる犠牲を少しでも軽減するための待遇改善を中核とする行為であるなどと言われているもので、「5つの自由」を基本とする考え方

○ 5つの自由

- ① 飢え・渇きからの自由
- ② 不快からの自由
- ③ 痛み・負傷・病気からの自由
- ④ 恐怖・抑圧からの自由
- ⑤ 本来の行動がとれる自由